社会福祉法人 博愛会 行動計画

職員が仕事と生活の調和を図りながら、その能力を十分に発揮し働きやすい職場環境を整備するため、 次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1:計画期間内に、全職員(特に子供を育てる職員及び妊産婦の職員)の所定外労働を削減する。

<対策>

●令和 4年 4月~ 職員の所定外労働の現状を把握

●令和 4年 4月~ 職場内での検討開始 管理職への指示及び職員への周知

●令和 4年 4月~ 業務見直し、分担、負担軽減等を行い、定時退社やワークライフバランスの 支援を行う

年度ごとの進捗状況の確認、取組の見直し及び個別の指導

目標2:計画期間内に、年次有給休暇の取得率を上げる。

一人あたり年間13日以上を目指す。

<対策>

●令和 4年 4月~ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握

●令和 4年 4月~ 個別の実績の基づき、職場内での指導や取組を開始

●令和 4年 4月~ 有給休暇取得可能日数の表示方法を見直し、取得促進のための取組の開始 年度ごとの進捗状況の確認、取組の見直し及び個別の指導

目標3:産前産後休業や育児休業、介護休業等の規程の見直し、その情報提供及び取得支援を行う。

<対策>

- ●令和 4年 4月~ 就業規則、育児休業、介護休業等の諸規程の見直し及び新たな育児休暇制度 の実施及び周知
- ●令和 4年10月~ 該当者への取得支援 年度ごとの進捗状況の確認、取組の見直し及び個別の指導